

## ■ 令和5年度版の書籍詳細

税理士 杉田 宗久／編著

令和5年6月10日発売

定価：2,200円（本体2,000円+税） A5判 288頁

## 昭和49年より毎年発行のロングセラー 外出先でも概要把握に便利な、税法をまとめた一冊

令和5年度税制改正に対応。

法人税、所得税、消費税、相続税、贈与税、地方税等、各種税目をカバーし、  
外出先などで重要な項目の確認ができるようコンパクトにまとめています。  
さらに巻頭見開き掲載の「各種税率一覧」のほか、「社会保険料額表」「年齢  
早見表(適用年齢簡易判定付)」も好評です。

〈令和5年4月10日現在の法令に基づく主要税制に対応〉

令和5年度版

# 税務ハンドブック

税理士 杉 田 宗 久 編著



# 令和6年度版は現在編集中です

— 1 —

**■公的年金等に係る雑所得の速算表** (公的年金等の収入金額×割合 - 控除額 = 雜所得の金額 (0以下は0))

年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額					
		1,000万円以下		1,000万円超2,000万円以下		2,000万円超	
		割合	控除額	割合	控除額	割合	控除額
65歳未満	130万円未満	100%	60万円	100%	50万円	100%	40万円
	130万円以上 410万円未満	75%	27.5万円	75%	17.5万円	75%	7.5万円
	410万円以上 770万円未満	85%	68.5万円	85%	58.5万円	85%	48.5万円
	770万円以上 1,000万円以下	95%	145.5万円	95%	135.5万円	95%	125.5万円
65歳以上	1,000万円超	100%	195.5万円	100%	185.5万円	100%	175.5万円
	330万円未満	100%	110万円	100%	100万円	100%	90万円
	330万円以上 410万円未満	75%	27.5万円	75%	17.5万円	75%	7.5万円
	410万円以上 770万円未満	85%	68.5万円	85%	58.5万円	85%	48.5万円
	770万円以上 1,000万円以下	95%	145.5万円	95%	135.5万円	95%	125.5万円
	1,000万円超	100%	195.5万円	100%	185.5万円	100%	175.5万円

**■給与所得の速算表** (給与等の収入金額×割合 - 控除額 = 給与所得の金額 (0以下は0))

給与等の収入金額	一般		子育て・介護世帯	
	割合	控除額	割合	控除額
162.5万円以下	100%	55万円	100%	55万円
162.5万円超 180万円以下	60%	△10万円	60%	△10万円
180万円超 360万円以下	70%	8万円	70%	8万円
360万円超 660万円以下	80%	44万円	80%	44万円
660万円超 850万円以下	90%	110万円		
850万円超 1,000万円以下			90%	110万円
1,000万円超	100%	195万円	100%	210万円

○所得金額調整控除

$$\begin{cases} \textcircled{①} \text{給与所得} \\ \text{ (10万限度)} \\ + \\ \textcircled{②} \text{年金雑所得} \\ \text{ (10万限度)} \end{cases}$$

が10万円超のとき、  
①+②-10万円を  
給与所得から控除

**■所得税の配偶者控除・配偶者特別控除早見表**

配偶者控除	配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額			
		控除対象配偶者	~900万円以下	900超950以下	950超1,000以下
			48以下	70歳未満	38
配偶者特別控除	48以下	70歳以上	48	32	16
	95以下		38	26	13
	100以下		36	24	12
	105以下		31	21	11
	110以下		26	18	9
	115以下		21	14	7
	120以下		16	11	6
	125以下		11	8	4
	130以下		6	4	2
	133以下		3	2	1
	133超		—	—	—

**■各種所得控除**

生命保険料控除		適用限度額12万円
①新生命・介護医療・新年金⇒	(各々最高)	4万円
+ 旧生命	旧年金⇒	(各々最高)
(※生命保険・年金保険は、新旧両方について控除の適用を受ける場合には新旧の合計で最高4万円)		5万円
保険料 A		控除額
①(新平契約)	2万円以下	Aの全額
	~4万円以下	A×50%+10,000円
	~8万円以下	A×25%+20,000円
	8万円超	40,000円
②(旧平契約)	2.5万円以下	Aの全額
	~5万円以下	A×50%+12,500円
	~10万円以下	A×25%+25,000円
	10万円超	50,000円

**地震保険料控除** ①+②(限度額5万円)

①地震保険料 A	Aの全額
	(限度5万円)

**■所得税の基礎控除**

合計所得金額(万円)	基礎控除
2,400以下	48万円
2,400超 2,450以下	32万円
2,450超 2,500以下	16万円
2,500超	0円

**扶養控除**

0～15歳	—		
16～18歳	38万円		
19～22歳	63万円		
23～69歳	38万円		
70歳以上 (同居)	48万円 (58万円)		
		障がい者控除	一般 特別 同居特別
		寡婦控除	ひとり親控除 勤労学生控除
		27万円	40万円 75万円
		27万円	35万円 27万円

〈50音順索引をご利用ください〉

下記 URL 又は右の二次元バーコードを読み込んでご確認いただけます。

<https://www.control-sya.co.jp/image/handbook/R05zei-50.pdf>

## 目次

## 令和5年度版 税務ハンドブック

■月別税務日程表	8
●申告・納付に関する注意事項	9

## 令和5年度税制改正の主要なポイント

法人税・所得税・消費税・相続税・贈与税・地方税・納税環境整備	10
--------------------------------	----

## 税理士への損害賠償の主な事例

## 国税関係

## 国税の通則等に関する事項

■国税通則法による申告・納付、申告期限と附帯税	30
●延滞税の計算方法	34
●日数速算表	35
■更正の請求・更正決定等の期間制限・国税の調査・不服申立制度	36
(参考) 電子帳簿保存法	39

## 耐用年数

■法定耐用年数の基本的事項	40
●機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表【別表第一】(抜粋)	41
●機械及び装置の耐用年数表【別表第二】	46
●無形減価償却資産の耐用年数表【別表第三】(抜粋)	48
●生物の耐用年数表【別表第四】	48
●公害防止用減価償却資産の耐用年数表【別表第五】	49
●開発研究用減価償却資産の耐用年数表【別表第六】(抜粋)	49
●平成19年3月31日以前に取得された減価償却資産の残存割合表【別表第七】	49
■減価償却資産の償却率表(別表第八・九・十)	50

## 法人税

■法人設立の場合の届出等	52
■法人税の主な申請・届出等	53
■企業会計の利益と税法上の利益(所得金額)	54
■受取配当等の益金不算入	56
■資産の評価益・受贈益・還付金等	58
■外貨建取引の換算等	59
■有価証券の譲渡損益の額の計算等	60
○有価証券の評価損	61
■棚卸資産	63
■減価償却資産と償却費の計算	66
●資本的支出と修繕費の区分判定	67
■減価償却資産の取得価額	71
■主な特別償却制度	73

改  
正  
国税通則

耐用年数

法人税  
所得税

消費税

相続・贈与税

その他の国税

地方税関係

源泉税額表

社会保険料

■リース取引	75
■繰延資産の償却額	77
■役員の給与	78
○役員給与の損金算入範囲等	79
■過大な使用人給与等	79
■経済的な利益と給与	80
■租税公課・不正経費等の損金不算入	81
■租税公課の損金算入時期	81
■交際費等	82
■使途秘匿金	82
■寄附金	83
■貸倒損失・引当金	84
1 貸倒損失	84
2 貸倒引当金	84
3 返品調整引当金	86
■返品債権特別勘定	87
■圧縮記帳	88
■その他の経費（ゴルフクラブ等の入会金等・海外渡航費）	91
■法人契約の定期保険等に係る保険料	92
■消費税等に係る会計処理	95
■グループ法人税制	96
■繰越欠損金の損金算入	97
■欠損金の繰戻し還付制度	99
■適用額明細書の添付が必要となる主な特別措置一覧表（抜粋）	100
■特定同族会社と留保金課税	101
■法人の税率表	102
■税額控除	103
■申告・納付	110

## 所得税

■所得税の主な申請・届出等	111
■新規開業等の場合の届出等	112
■所得の種類と所得金額	113
■主な非課税所得と免税所得	114
■所得税の確定申告	116
■各種所得金額の計算	117
1 利子所得	117
2 配当所得	118
3 不動産所得	120
4 事業所得	121
●医師の社会保険診療報酬の特例	122
●事業所得と給与所得の区分	122
5 給与所得	123
●給与所得者の特定支出	124
●経済的利益（現物給与）の範囲	126
●社宅家賃（月額）の計算一覧	128
6 退職所得	129
○退職金等の受給と課税の関係	129

改  
正  
**国税通則**  
**耐用年数**

**法人税**

**所得税**

**消費税**

**相続・贈与税**

**その他の国税**

**地方税関係**

**源泉税額表**

**社会保険料**

7 山林所得 .....	130
8 謾渡所得 .....	131
●株式等に係る譚渡所得等 .....	133
●株式等の取得価額の計算（原則） .....	136
●令和5年末までのNISA（少額投資非課税制度）の概略 .....	140
●国外転出をする場合の譚渡所得等の特例 .....	141
●低額譚渡の課税関係 .....	142
●土地・建物等の課税の特例 .....	143
●土地等譚渡所得チャート .....	147
●譚渡所得の主な特例等の添付書類 .....	148
○居住用財産売却の特例チャート .....	149
●補償金の区分と税務上の取扱い .....	150
●資産の取得の日 .....	151
●譚渡損益の相殺順序 .....	152
●特別控除の適用順位 .....	152
9 一時所得・10雑所得（公的年金等） .....	153
●一時所得と雑所得の具体例 .....	154
■主な年金等の課税関係 .....	155
■損益の通算 .....	157
■損失の繰越し、繰戻し .....	158
■令和5年分の所得控除一覧表 .....	159
●医療費に該当するもの・医療費に該当しないもの .....	160
●介護保険制度と医療費控除 .....	160
●ふるさと納税 .....	163
●令和5年分の扶養控除の態様別適用一覧 .....	166
■所得税額速算表（平成27年分以後） .....	167
■復興特別所得税 .....	167
■平均課税 .....	167
■税額控除一覧表 .....	168
○住宅借入金等特別控除（居住年に応じた控除率及び控除限度額） .....	171
■所得税額の計算関係図（令和5年分） .....	179
■国外財産調書・財産債務調書 .....	180
■源泉徴収 .....	182
●居住者に対して支払う所得の源泉徴収 .....	182
●居住者に対して支払う報酬・料金等の源泉徴収 .....	183
●内国法人に対して支払う所得の源泉徴収 .....	184
●非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収 .....	185
■予定納税 .....	186

## 消費税

■消費税導入後の変遷 .....	187
■課税の対象 .....	187
■主な不課税取引 .....	190
■非課税取引 .....	191
■輸出免税 .....	195
■納税義務者と納税義務の免除の特例 .....	196
○納税義務の判定 .....	196
■資産の譚渡等の時期 .....	199

■課税期間・納稅地	200
■課税標準	201
■課税仕入れに係る消費税額	202
■仕入税額控除等	203
1. 仕入れに係る控除税額の計算	203
2. 仕入税額の按分計算	203
(1)個別対応方式	203
(2)一括比例配分方式	204
(3)課税売上割合	204
3. 適用要件	205
4. 仕入れに係る対価の返還等を受けた場合	206
5. 棚卸資産に係る消費税額の調整	206
6. 調整対象固定資産の調整	206
7. 転用	207
■貸倒れに係る消費税額の控除	207
■売上げに係る対価の返還等をした場合	207
■簡易課税制度（中小事業者の仕入れに係る税額の控除の特例）	208
■事業区分のフローチャート	209
■軽減税率制度	209
1. 税率	209
2. 軽減税率の対象品目	209
○軽減税率及びインボイス制度の導入スケジュール	210
3. 区分記載請求書等保存方式	210
4. 中小事業者の税額計算の特例	211
■適格請求書等保存方式（インボイス制度）	213
■申告・納付	217
○申告期限と納期限一覧	217
■消費税申告書・届出書等一覧表（抜粋）	218

## 相続税・贈与税・その他の国税

■相続税	220
●(参考)民法における相続に関する規定	229
●親族表	230
■贈与税	231
●住宅取得等資金の贈与の特例の非課税限度額	232
■生命保険金等を受け取った場合の課税関係	235
■相続時精算課税	237
■教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税	239
■結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税	240
■事業承継税制	241
●非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度	241
●非上場株式等についての相続税の納税猶予制度	242
●特例事業承継税制	244
●個人事業者の事業用資産に係る贈与税・相続税の納税猶予制度	245
■財産評価	246
○土地評価の補正率表	246
■取引相場のない株式の評価方式の判定	255
■印紙税	256

●印紙税の課税物件表	256
■登録免許税	259
1. 不動産登記関係	259
2. 会社の商業登記（主なもの）	260
3. 工業所有権の登録	260
4. 個人の商業登記	261
5. 人の資格の登録等	261

## 地方税関係

■住民税	262
①法人の住民税	262
●法人市町村民税・道府県民税の税率	262
②個人の住民税	262
(1)市町村民税・道府県民税均等割（標準税率）	262
(2)個人住民税（道府県民税・市町村民税）所得割税速算表	263
●人的控除額の所得税と個人住民税の差	263
●寄附金の税額控除（ふるさと納税）	265
(3)分離課税等に係る個人住民税の税率割合等	265
■事業税	266
①個人事業税	266
②法人事業税	267
●特別法人事業税及び特別法人事業譲与税	268
■不動産取得税	271
■固定資産税（償却資産税）・都市計画税	272
■事業所税	275
■その他の主な地方税（地方消費税・ゴルフ場利用税）	277
■自動車関係税（主なもの）	278
●付録	
•給与所得の源泉徴収税額表（月額表）抜粋（令和5年分）	281
•賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表 抜粋（令和5年分）	284
•厚生年金保険料額表（令和2年9月分（10月納付分）～）	286
•全国健康保険料率表（令和5年3月分（4月納付分）から適用）	287
•健康保険の標準報酬月額表	287
•雇用保険料率表（令和5年度）	287
•年齢早見表（適用年齢簡易判定付）[令和5年用]	288

## 凡　例

通 法	……国税通則法	消 令	……消費税法施行令
通 令	……国税通則法施行令	消 規	……消費税法施行規則
法 法	……法人税法	消基通	……消費税基本通達
法 令	……法人税法施行令	措 法	……租税特別措置法
法 規	……法人税法施行規則	措 令	……租税特別措置法施行令
法基通	……法人税基本通達	措 通	……租税特別措置法関係通達
所 法	……所得税法	地方法	……地方法人税法
所 令	……所得税法施行令	印 法	……印紙税法
所 規	……所得税法施行規則	登免法	……登録免許税法
所基通	……所得税基本通達	徵 法	……国税徴収法
相 法	……相続税法	地 法	……地方税法
相 令	……相続税法施行令	地 令	……地方税法施行令
相 規	……相続税法施行規則	国 外	……内国税の適正な課税の確保を図るために国外送金等
相基通	……相続税法基本通達	送金法	に係る調書の提出等に関する法律
評基通	……財産評価基本通達	耐 令	……減価償却資産の耐用年数等に関する省令
消 法	……消費税法	耐 通	……耐用年数の適用等に関する取扱通達

改  
正  
国  
税  
通  
則耐  
用  
年  
数法  
人  
税所  
得  
税消  
費  
税相  
続  
・  
贈  
与  
税そ  
の  
他  
の  
國  
税地  
方  
稅  
關  
係源  
泉  
稅  
額  
表社  
會  
保  
險  
料

# 令和5年度税制改正の主要なポイント

## 法人税関係 (法人税法／租税特別措置法)

### 1. 研究開発税制の見直し

改 正 の 概 要		参考法令等
・インセンティブ強化の観点から、税額控除割合・控除上限の見直し、「研究開発型スタートアップ企業」の範囲の拡大などが行われました。		措法42の4、 措令27の4
▶令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用		

#### (1) 税額控除割合の改正

試験研究費の総額に係る税額控除  $=$  試験研究費の額 × 税額控除割合

令3.4.1～令5.3.31開始事業年度		
増減（試験研究費）割合	税額控除割合	限度割合
9.4%超	$10.145\% + (\text{増減割合} - 9.4\%) \times 0.35$	上限14%
9.4%以下	$10.145\% - (9.4\% - \text{増減割合}) \times 0.175$	下限 2 %
上乗せ 特例	試験研究費割合が 10%超	税額控除割合 = 上記の税額控除割合 × (1 + 控除割増率*) ※控除割増率(上限10%) = (試験研究費割合 - 10%) × 0.5



令5.4.1～令8.3.31開始事業年度		
増減（試験研究費）割合	税額控除割合	限度割合
12%超	$11.5\% + (\text{増減割合} - 12\%) \times 0.375$	上限14%
12%以下	$11.5\% - (12\% - \text{増減割合}) \times 0.25$	下限 1 %
上乗せ 特例	試験研究費割合が 10%超	税額控除割合 = 上記の税額控除割合 × (1 + 控除割増率*) ※控除割増率(上限10%) = (試験研究費割合 - 10%) × 0.5

中小企業技術基盤強化税制  $=$  試験研究費の額 × 税額控除割合

令3.4.1～令5.3.31開始事業年度		
増減（試験研究費）割合	税額控除割合	限度割合
9.4%超	$12\% + (\text{増減割合} - 9.4\%) \times 0.35$	上限17%
9.4%以下	12%	—
上乗せ 特例	試験研究費割合が 10%超	税額控除割合 = 上記の税額控除割合 × (1 + 控除割増率*) ※控除割増率(上限10%) = (試験研究費割合 - 10%) × 0.5



令5.4.1～令8.3.31開始事業年度		
増減（試験研究費）割合	税額控除割合	限度割合
12%超	$12\% + (\text{増減割合} - 12\%) \times 0.375$	上限17%
12%以下	12%	—
上乗せ 特例	試験研究費割合が 10%超	税額控除割合 = 上記の税額控除割合 × (1 + 控除割増率*) ※控除割増率(上限10%) = (試験研究費割合 - 10%) × 0.5

## (2) 税額控除限度額の上限見直し

令5.4.1～令8.3.31開始事業年度		
	試験研究費の総額に係る税額控除	中小企業技術基盤強化税制
控除限度額	法人税額 × 25%	法人税額 × 25%
上乗せ特例	<p>〈試験研究費割合が10%超の場合〉  →法人税額 × (試験研究費割合 - 10%) × 2 を上乗せ  (法人税額 × 10% が上限)</p>	<p>〈試験研究費割合が10%超の場合〉  →法人税額 × (試験研究費割合 - 10%) × 2 を上乗せ  (法人税額 × 10% が上限)</p> <p>又は  〈増減試験研究費割合が12%超の場合〉  →法人税額 × 10% を上乗せ</p>
控除上限の変動	<p>増減試験研究費割合(A)  〈(A) が 4 %超の場合〉  法人税額 × (A - 4 %) × 0.625% の上乗せ(法人税額 × 5 %が上限)  ※上記の上乗せ特例といずれか大きい方</p> <p>〈(A) が△ 4 %超の場合 (試験研究費割合が10%超の事業年度を除きます。)〉  法人税額 × (- A - 4 %) × 0.625% を控除上限から減額(法人税額 × 5 %が上限)</p>	

(注) 売上げが 2 %以上減少したにもかかわらず、試験研究費が増加した場合の控除限度の上限を法人税額 × 5 %上乗せする措置(令3.4.1～令5.3.31開始事業年度)は廃止

## (3) 特別試験研究費の対象範囲の追加等

- 特別試験研究費の額に、特別新事業開拓事業者\*との共同研究及び特別新事業開拓事業者への委託研究に係る試験研究費の額が加えられ、その税額控除率が25%とされました。
- \* 特別新事業開拓事業者→  
 産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち同法の特定事業活動に資する事業を行う会社（既に事業を開始しているもので、一定の投資事業有限責任組合を通じて又は国立研究開発法人から出資を受けていること、設立後15年未満で研究開発費の額の売上高の額に対する割合が10%以上であること等の要件に該当するものに限ります。）で、その経営資源が、その特定事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであることその他の基準を満たすことにつき経済産業大臣の証明があるものをいいます。
- オープンイノベーション型の試験研究の類型に、新規高度研究業務従事者に対する人件費が追加されました。

## (4) 試験研究費の範囲の見直し

- ビッグデータ AI 等を活用した「サービス開発」に係る試験研究費について、既存のビッグデータを活用する場合も研究開発税制の対象とされました。

# 国 稅 関 係

## 国税の通則等に関する事項

### ■国税通則法による申告・納付、申告期限と附帯税

項目	説明
1.国税通則法と 申告手続 (通法1、4)	<p>国税通則法は、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、税務行政の公正な運営を図り、もって国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的として、国税について的一般法として規定されています。</p>
(通法21)	<p>(1) 納税申告書の提出先 納税申告書は、その提出の際における納税地を所轄する税務署長に提出しなければなりません。</p>
(通法22)	<p>(2) 郵送された納税申告書等の効力発生時期 納税申告書（当該申告書に添付すべき書類その他当該申告書に関連して提出するものとされている書類を含みます。）その他国税庁長官が定めた書類が郵便又は信書便*により提出された場合には、いわゆる「発信主義」が適用され、その郵便物のスタンプにより表示された日に、その提出がなされたものとみなされます。この場合、通信印による表示がない又は不明瞭なときは、その郵便物について通常要する郵送日数から逆算して発送したと認められる日に提出されたものとみなされます。 ※郵便⇒小包郵便物（ゆうパック等）は郵便物に該当しません。（レターパックは信書も送れます） 信書便⇒民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者又は特定信書便事業者による信書便をいいます。</p>
(通法11)	<p>(3) 災害等の場合の申告書の提出期限の延長 税務署長等は、災害その他やむをえない理由により国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出、その他書類の提出をその期限までに行うことができない場合は、その理由のやんだ日から2か月以内に限り、その提出期限を延長することができることになっています。</p>
2.納付の方法 (通法34、相 法43) (通法34の2、 通令7)	<p>納付すべき税額が確定したときは、その納期限までに金銭により納付しなければなりません。印紙で納付すべき国税は印紙により、物納の許可があった場合は、物納により納付しなければなりません。</p>
(通法34の3)	<p>▷口座振替による納付も可能です。口座振替による納付で、一定の要件を満たす場合、納期限後であっても納期限内納付とみなされます。</p>
(通法34の3)	<p>▷e-taxによる電子申告送信後に、事前に届出をした預貯金口座から即時または期日を指定できる「ダイレクト納付」による納付も可能です。</p>
	<p>▷納付税額30万円以下の国税は、コンビニ・スマホアプリで納付することができます。</p>
	<p>▷クレジットカードによる納付も可能です。（上限は1,000万円未満）</p>
	<p>▷納付税額が確定した国税でその納期限の到来していないもの（例えば、7月1日から10月31日までの間の第2期分の所得税）や近日中に納付税額が確定すると見込まれるもの（税務調査があったが修正申告書提出前のもの）は、予納申出書を提出すれば、あらかじめ納付可能です。</p>

# 法 人 税

## ■ 法人設立の場合の届出等

- 会社設立の基本的事項⇒・商号・本店所在地・事業目的・発行可能株式総数・設立時発行株式数・資本金・株券発行の有無・株式譲渡制限の有無  
 • 事業年度・設立日・取締役の任期（2年、4年、5年、10年）  
 • 取締役会設置の有無・監査役会設置の有無・払込先銀行支店  
 • 発起人の住所氏名等

提出先	提出書類	添付書類等	提出期限	根拠法令等
税務署	設立届出書 (納税地・事業目的、設立日等)	• 定款等の写	設立登記の日から2か月以内	法法148 法規63
	青色申告の承認申請書		最初の事業年度終了の日又は設立の日から3か月を経過した日の何れか早い方の日の前日	法法122 ①、②
	棚卸資産の評価方法の届出書	法定評価方法……最終仕入原価法		法令29、30、31
	有価証券の評価方法の届出書	法定評価方法……移動平均法		法令119 の5、119の7
	減価償却資産の償却方法の届出書	○平成10年4月1日以後取得の建物及び平成28年4月1日以後取得の建物附属設備・構築物…定額法 ○上記以外の有形減価償却資産…定額法又は定率法（法定償却方法は定率法）	設立後最初に到来する確定申告期限（仮決算による中間申告書を提出する場合はその申告期限）	法令51、53
	給与支払事務所等の開設届出書		事務所開設日から1か月以内	所法230
道府県市町村	設立届出書	• 定款等の写 • 登記事項証明書 (株主名簿の写等)		

(注) 上記の他、消費税関係については別途届出書の提出が必要な場合があります。消費税の届出にあたっては、特に届出時期と適用期間の関係に留意してください。(P.218、219参照)

# 所 得 税

## ■所得税の主な申請・届出等

申請等の内容	提出書類等	提出期限	根拠法令
確定申告関係	○死亡の場合に相続人が行う確定申告書（準確定申告書）又は純損失の繰戻しによる還付請求書	死亡の日から4か月以内	所法124、125、141
	○申告義務のある者の還付申告期限（外国税額・源泉徴収税額・予納税額の還付申告は、翌年1月1日から5年後の応答日の前日（12月31日）まで）	翌年1月1日～3月15日	所法120、122
	○①年の中途において出国する場合の確定申告書、②還付等を受けるための申告書、③確定損失申告書	①③は出国の時まで	所法127
	○確定申告書、確定損失申告書 ○純損失の繰戻しによる所得税の還付請求書	翌年3月15日	所法120、123 所法140
	○修正申告書	隨時	通法19①
予定納税関係	○6月30日の現況による所得税の予定納税額の減額申請書	7月15日	所法111①、112
	○10月31日の現況による所得税の予定納税額の減額申請書	11月15日	所法111②、112
青色申告関係	○青色申告承認申請書に関する届出書 ○現金主義による所得計算の特例を受けることの届出書 ○現金主義による所得計算の特例を受けることの取りやめ届出書	3月15日	所法144、166 所令197① 所令197②
	○再び現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの承認申請書	1月31日	所令195② (所規39の2)
	○所得税の (棚卸資産の評価方法) (減価償却資産償却方法) の変更承認申請書	3月15日	所令101②、124②
	○所得税の有価証券の評価方法の変更承認申請書		所令107②
	○青色事業専従者給与に関する届出書	3月15日	所法57
	○源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	隨時	所法216、217
	○所得税の (棚卸資産の評価方法) (減価償却資産償却方法) の届出書	翌年3月15日	所令100② 所令123②
	○所得税の有価証券の評価方法の届出書 ○所得税の増加償却の届出書 ○所得税の青色申告の取りやめ届出書		所令106② 所令133 所法151

# 消費税

## ■消費税導入後の変遷

施行時期	税率			事業者免税点	簡易課税		仕入税額控除	限界控除適用上限							
	消費税	地方消費税	計		適用上限	みなし仕入率									
平元.4	3.0%	※平.3.9まで住宅貸付けは課税	一	3.0%	3,000万円	5億円	卸売90% その他80%	帳簿方式	6,000万円						
平3.10						4億円	製造業など70% その他60%追加								
平9.4	4.0%		1.0%	5.0%	1,000万円	2億円	第五種追加 <table border="1"><tr><td>不動産業</td><td>50%</td></tr><tr><td>運輸・通信業</td><td></td></tr><tr><td>サービス業</td><td></td></tr></table>	不動産業	50%	運輸・通信業		サービス業		請求書等保存方式	廃止
不動産業	50%														
運輸・通信業															
サービス業															
平16.4		5,000万円													
平26.4	6.3%		1.7%	8.0%			第五種 (金融 保険) 50%								
平27.4							第六種 (不動産業) 40%								
令元.10	7.8% (6.24%)		2.2% (1.76%)	10.0% (8.0%)			食用の農林水産物生産を第二種80%	区分記載請求書等保存方式							
令5.10															

## ■課税の対象

項目	説明
1. 課税の対象と取引の関係 (消法2①八、4①)  ※特定仕入れを除きます。	<p>• 消費税の課税対象は、「事業者が行う国内取引」と「輸入取引」に限られます。</p> <p>• 事業者が行う国内取引のうち課税対象となるのは、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供です。</p> <pre> graph LR     A[事業者が事業として行う取引] --&gt; B[国内において行う取引]     A --&gt; C[国外において行う取引]     B --&gt; D[対価を得て行う資産の譲渡等]     B --&gt; E[資産の譲渡等に該当しない取引]     D --&gt; F[課税資産の譲渡等]     D --&gt; G[不課税取引]     F --&gt; H[非課税取引(消法6①)]     F --&gt; I[課税取引]     I --&gt; J[免税取引(輸出取引等)(消法7ほか)]     I --&gt; K[不課税取引]     C --&gt; L[外国貨物の引取り(輸入取引)]     L --&gt; M[非課税取引(消法6②)]     L --&gt; N[免税取引]     L --&gt; O[課税取引(課税貨物の引取り)]   </pre>

# 相続税・贈与税・その他の国税

## ■相続税

### 1. 納税義務者 (相法1の3)

		相続人	国内に住所			
			あり		なし	
被相続人	一時居住者以外	一時居住者	日本国籍			
			あり	なし	10年以内に住所あり	10年以内に住所なし
あり					なし	
国内に住所	10年以内に住所あり	日本国籍あり	あり	なし		
なし	なし	非居住被相続人	①	③		

- ・**一時居住者**とは、相続開始の時において在留資格を有する者であって、その相続開始前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいいます。
- ・**外国人被相続人**とは、相続開始の時において、在留資格を有し、かつ、国内に住所を有していたその相続に係る被相続人をいいます。
- ・**非居住被相続人**とは、相続開始の時において、国内に住所を有していなかったその相続に係る被相続人であって、(ア)その相続開始前10年以内のいずれかの時において国内に住所を有していたことがあるもののうち、そのいずれの時においても日本国籍を有していないかったもの、又は、(イ)その相続開始前10年以内のいずれの時においても国内に住所を有していたことがないもの、をいいます。

課税財産	相続人の住所が国内		相続人の住所が国外	
	国内・国外財産	①居住無制限納稅義務者	②非居住無制限納稅義務者	④非居住制限納稅義務者
国内財産だけ	③居住制限納稅義務者			

(注) 相続等により財産を取得した時において日本国内を離れている場合でも、国外出張、国外興行等により一時的に日本国内を離れているにすぎない者については、その者の住所は日本国内にあることになります。

- ・贈与により相続時精算課税制度の適用を受ける財産を取得した個人（上記①～④に該当する者を除きます。）を**特定納稅義務者**といい、課税財産の範囲は相続時精算課税適用財産のみとなります。

納稅義務者	①居住無制限	②非居住無制限	③居住制限	④非居住制限
債務控除 (相法13)	相法13①各号に定めるものの金額のうち、その者の負担に属する部分	相法13②各号に定めるものの金額のうち、その者の負担に属する部分		
配偶者控除	○	○	○	○
未成年者控除	○	○	×	×
障がい者控除	○	×	×	×
外国税額控除	○	○	×	×
納稅地	住所地※	相法62②適用有※	住所地※	相法62②適用有

※相法附則（昭和25年法律第73号）第3項の適用がある場合を除きます。

### (納稅義務者 の相続税法 の適用関係)

(相法19の2)

(相法19の3)

(相法19の4)

(相法20の2)

(相法62)

# 地方税関係

## ■住民税

### ①法人の住民税

#### ●法人市町村民税・道府県民税の税率

##### (1) 均等割

区分	種目		市町村民税 (地法312)	道府県民税 (地法52)	
	資本金等の額	市町村内の事業所等の従業員数		標準税率	標準税率
①50億円超	50人超	3,000千円	800 千円	1,600 千円	《大阪府の場合》 令7.3.31迄の開始分
	50人以下	410			
②10億円超 50億円以下	50人超	1,750	540	1,080	《大阪府の場合》 令7.3.31迄の開始分
	50人以下	410			
③1億円超 10億円以下	50人超	400	130	260	《大阪府の場合》 令7.3.31迄の開始分
	50人以下	160			
④1,000万円超 1億円以下	50人超	150	50	75	《大阪府の場合》 令7.3.31迄の開始分
	50人以下	130			
⑤1,000万円以下	50人超	120	20	20	《大阪府の場合》 令7.3.31迄の開始分
	50人以下	50			
⑥上記以外					

- (注) • 市町村民税の適用税率は各市町村の条例で定められます。制限税率は1.2倍です。  
 • 「資本金等の額」とは、「法人税法に規定する額から無償増減資等の額を加減算した額」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い金額をいいます。  
 • 「資本金等の額」は、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。

##### (2) 法人税割税率

□超過税率又は不均一課税適用法人の税率（標準税率）のどちらを適用するか判定します。



※令和元年10月1日以後開始事業年度の大坂府の税率は2.0%（ただし不均一課税適用法人（資本金の額又は出資金の額が1億円以下、かつ、法人税額が年2,000万円以下）は、1.0%）

事業年度	市町村民税（地法314の4）		道府県民税（地法51）	
	標準税率	制限税率	標準税率	制限税率
平26.10.1～令元.9.30開始	9.7%	12.1%	3.2%	4.2%
令元.10.1以後開始	6.0%	8.4%	1.0%	2.0%

(注) 適用税率は各市町村・都道府県の条例で定めます。

### ②個人の住民税

#### (1) 市町村民税・道府県民税均等割（標準税率）

税目	区分	標準税率	復興特別税（地方財源法2）	合計
市町村民税（地法310）		3,000円	500円	3,500円
道府県民税（地法38）		1,000円	500円	1,500円
合 計		4,000円	1,000円	5,000円

※平成26年度から令和5年度までの10年間は、震災復興財源として、年間1,000円引き上げられています。

※個人住民税における公的年金からの特別徴収制度があります。

※令和6年度分から森林環境税（1,000円）が個人住民税に併せて賦課徴収されます。

**令和6年度版は現在編集中です**  
**■給与所得の源泉徴収税額表(月額表)抜粋**

令和5年分

(一)

その月の社会 保険料等控除 後の給与等の 金額	甲					乙	
	扶養親族等の数						
	0人	1人	2人	3人	4人		
以上	未満	税額					
円	円	円	円	円	円	円	
88,000円未満	0	0	0	0	0	その月の社会 保険料等控除 後の給与等の 金額の3.063% 相当金額	
88,000	89,000	130	0	0	0	3,200	
89,000	90,000	180	0	0	0	3,200	
90,000	91,000	230	0	0	0	3,200	
91,000	92,000	290	0	0	0	3,200	
92,000	93,000	340	0	0	0	3,300	
93,000	94,000	390	0	0	0	3,300	
94,000	95,000	440	0	0	0	3,300	
95,000	96,000	490	0	0	0	3,400	
96,000	97,000	540	0	0	0	3,400	
97,000	98,000	590	0	0	0	3,500	
98,000	99,000	640	0	0	0	3,500	
99,000	101,000	720	0	0	0	3,600	
101,000	103,000	830	0	0	0	3,600	
103,000	105,000	930	0	0	0	3,700	
105,000	107,000	1,030	0	0	0	3,800	
107,000	109,000	1,130	0	0	0	3,800	
109,000	111,000	1,240	0	0	0	3,900	
111,000	113,000	1,340	0	0	0	4,000	
113,000	115,000	1,440	0	0	0	4,100	
115,000	117,000	1,540	0	0	0	4,100	
117,000	119,000	1,640	0	0	0	4,200	
119,000	121,000	1,750	120	0	0	4,300	
121,000	123,000	1,850	220	0	0	4,500	
123,000	125,000	1,950	330	0	0	4,800	
125,000	127,000	2,050	430	0	0	5,100	
127,000	129,000	2,150	530	0	0	5,400	
129,000	131,000	2,260	630	0	0	5,700	
131,000	133,000	2,360	740	0	0	6,000	
133,000	135,000	2,460	840	0	0	6,300	
135,000	137,000	2,550	930	0	0	6,600	
137,000	139,000	2,610	990	0	0	6,800	
139,000	141,000	2,680	1,050	0	0	7,100	
141,000	143,000	2,740	1,110	0	0	7,500	
143,000	145,000	2,800	1,170	0	0	7,800	
145,000	147,000	2,860	1,240	0	0	8,100	
147,000	149,000	2,920	1,300	0	0	8,400	
149,000	151,000	2,980	1,360	0	0	8,700	
151,000	153,000	3,050	1,430	0	0	9,000	
153,000	155,000	3,120	1,500	0	0	9,300	
155,000	157,000	3,200	1,570	0	0	9,600	
157,000	159,000	3,270	1,640	0	0	9,900	
159,000	161,000	3,340	1,720	100	0	10,200	
161,000	163,000	3,410	1,790	170	0	10,500	
163,000	165,000	3,480	1,860	250	0	10,800	
165,000	167,000	3,550	1,930	320	0	11,100	

(二)

その月の社会 保険料等控除 後の給与等の 金額	甲					乙	
	扶養親族等の数						
	0人	1人	2人	3人	4人		
以上	未満	税額					
円	円	円	円	円	円	円	
167,000	169,000	3,620	2,000	390	0	0	
169,000	171,000	3,700	2,070	460	0	0	
171,000	173,000	3,770	2,140	530	0	0	
173,000	175,000	3,840	2,220	600	0	0	
175,000	177,000	3,910	2,290	670	0	0	
177,000	179,000	3,980	2,360	750	0	0	
179,000	181,000	4,050	2,430	820	0	0	
181,000	183,000	4,120	2,500	890	0	0	
183,000	185,000	4,200	2,570	960	0	0	
185,000	187,000	4,270	2,640	1,030	0	0	
187,000	189,000	4,340	2,720	1,100	0	0	
189,000	191,000	4,410	2,790	1,170	0	0	
191,000	193,000	4,480	2,860	1,250	0	0	
193,000	195,000	4,550	2,930	1,320	0	0	
195,000	197,000	4,630	3,000	1,390	0	0	
197,000	199,000	4,700	3,070	1,460	0	0	
199,000	201,000	4,770	3,140	1,530	0	0	
201,000	203,000	4,840	3,220	1,600	0	0	
203,000	205,000	4,910	3,290	1,670	0	0	
205,000	207,000	4,980	3,360	1,750	130	0	
207,000	209,000	5,050	3,430	1,820	200	0	
209,000	211,000	5,130	3,500	1,890	280	0	
211,000	213,000	5,200	3,570	1,960	350	0	
213,000	215,000	5,270	3,640	2,030	420	0	
215,000	217,000	5,340	3,720	2,100	490	0	
217,000	219,000	5,410	3,790	2,170	560	0	
219,000	221,000	5,480	3,860	2,250	630	0	
221,000	224,000	5,560	3,930	2,340	710	0	
224,000	227,000	5,630	4,060	2,440	830	0	
227,000	230,000	5,780	4,170	2,550	930	0	
230,000	233,000	5,890	4,280	2,650	1,040	0	
233,000	236,000	5,990	4,380	2,770	1,140	0	
236,000	239,000	6,110	4,490	2,870	1,260	0	
239,000	242,000	6,210	4,590	2,980	1,360	0	
242,000	245,000	6,320	4,710	3,080	1,470	0	
245,000	248,000	6,420	4,810	3,200	1,570	0	
248,000	251,000	6,530	4,920	3,300	1,680	0	
251,000	254,000	6,640	5,020	3,410	1,790	170	
254,000	257,000	6,750	5,140	3,510	1,900	290	
257,000	260,000	6,850	5,240	3,620	2,000	390	
260,000	263,000	6,960	5,350	3,730	2,110	500	
263,000	266,000	7,070	5,450	3,840	2,220	600	
266,000	269,000	7,180	5,560	3,940	2,330	710	
269,000	272,000	7,280	5,670	4,050	2,430	820	
272,000	275,000	7,390	5,780	4,160	2,540	930	
275,000	278,000	7,490	5,880	4,270	2,640	1,030	
278,000	281,000	7,610	5,990	4,370	2,760	1,140	
281,000	284,000	7,710	6,100	4,480	2,860	1,250	
284,000	287,000	7,820	6,210	4,580	2,970	1,360	
287,000	290,000	7,920	6,310	4,700	3,070	1,460	